



自転車を利用される皆さまへ

令和8年
4月1日から

自転車の違反に



青切符



が導入されます

自転車の交通違反に対して、令和8年4月から自動車などと同様に反則金を納める「交通反則通告制度」、いわゆる「青切符」制度が適用されます。

対象となる行為は **100種類以上**

対象となる年齢は **16歳以上**

反則金額は原付バイクと同等



主な違反（青字は反則金）



酒気帯び運転などの悪質な違反については従来どおり、刑事処分対象となり、「赤切符」等で処理されます。



自転車特有の違反



傘差し運転



二人乗りなど

3年以内に特定の違反を反復して行くと「自転車運転者講習」を受けることになるよ。

対象年齢は14歳以上なので、ご家庭でも交通ルールの確認をお願いします。



愛用の白ヘルが
お気に入りのT巡査

重大事故を防止するため、交通ルールを守ろう！



**自転車の
交通違反は
事故に直結する
危険な行為!**



大人がこどもの
見本になろう!

自転車のルールを守ろう!



警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



\\ 自転車はルールを守って安全運転 //

自転車 安全利用 五則 を守りましょう!

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定。
また、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号、一時停止は必ず守り、道路を横断する際は、安全確認を行いましょう。



1

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両に該当します。車道と歩道の区別がある道路では車道通行が原則です。道路の左に寄って通行してください。



3

夜間はライトを点灯

夜間、無灯火では、前方の安全確認ができません。また、周りから見えにくくなり、大変危険です。



4

飲酒運転は禁止

自転車も、自動車の場合と同様に、お酒を飲んだときは、運転してはいけません。



5

ヘルメットを着用

乗車用ヘルメットは、交通事故時における被害軽減を図る重要な役割を果たします。こどもから大人まで、全ての自転車利用者が乗車用ヘルメットを着用しましょう。



絶対にやめましょう!「ながらスマホ」

自転車運転中に、スマートフォンや携帯電話の画面を見たり操作する、いわゆる「ながらスマホ」が原因となる交通事故の発生が後を絶ちません。中には、事故の相手方である歩行者が亡くなる事故も発生しています。自転車運転中の「ながらスマホ」は、不安定な運転になったり、周囲の自動車や歩行者などに対する注意が不十分になり、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為です。絶対にやめましょう。



自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為※)を反復して行った者が講習制度の受講対象となります。
(※危険行為:信号無視、指定場所一時不停止、通行禁止違反、通行区分違反等)